

議案第 109 号

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、保険料率等を見直すため。
- 2 退職被保険者に関する規定を削除するため。

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「第37条第1項に規定する医療（結核に係るものに限る。）又は感染症法」を削り、同号を同項第2号とし、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「、精神保健福祉法」を削り、同号を同項第4号とし、同条第3項中「第1項第2号に掲げる医療又は第1項第3号」を「第1項各号」に改める。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号へ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ハ中「（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号ニ中「収入」の次に「の額」を加え、「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削り、「除く。）の額」を「除く。）」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、「100円未満」を「1円未満」に改める。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

ロ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） イに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第13条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は10円未満」を「1円未満」に改める。

第14条から第16条までを次のように改める。

第14条から第16条まで 削除

第16条の2を削る。

第17条中「又は第14条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）」を削り、「650,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改める。

第17条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を「充てる部分」に改め、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、」を削る。

第17条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、「100円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第17条の5第1項第3号イを次のように改める。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

第17条の5第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は10円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の6から第17条の9までを次のように改める。

第17条の6から第17条の9まで 削除

第17条の10中「又は第17条の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）」を削り、「200,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額」に改める。

第17条の11第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条の12中「100円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の14第1項各号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第17条の14第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は10円未満」を「1円未満」に改める。

第17条の15中「170,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に改める。

第19条第3項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削り、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第20条第1項中「増加」を「増加し、」に、「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「なつた若しくは」を「なつた、若しくは」に改め、「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削り、「又は第17条の12」を「、第17条の12」に、「又は第24条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第24条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第24条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第24条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に掲げる額又は同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に掲げる」に、「する。)又は」を「する。)若しくは」に、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削り、「又は」を「、」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第24条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号に掲げる額、第24条の5第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「又は第14条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、同条第4項中「又は第14条」を削る。

第24条の4第1項中「又は第16条」を削り、同条第3項中「又は第16条」及び「又は第17条の8」を削り、同条第4項第1号中「又は第16条」を削り、同条第6項中「又は第16条」及び「又は第17条の8」を削る。

第24条の5第1項中「又は第14条」を削り、同条第3項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第14条」を削り、同条第7項中「又は第14条」及び「又は第17条の6」を削り、同条第8項中「又は第14条」を削る。

第26条第1項中「20日以内」を「30日以内」に改める。

第27条第3項中「ついて」の次に「、規則で定める」を加える。

第29条第2項中「は、」の次に「規則で定めるやむを得ない理由があると認める場合を除き、納期限までに」を加える。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定(同条第3項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削る部分を除く。)、第20条の改正規定(同条第1項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削る部分並びに同条第2項中「若しくは第14条」及び「若しくは第17条の6」を削る部分を除く。)、第26条の改正規定及び第27条の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市国民健康保険条例(第20条及び第26条を除く。)の規定は、令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第20条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に賦課する保険料について適用する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(精神・結核医療給付金)</p> <p>第6条の2 被保険者が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条の2第1項に規定する医療</p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要した費用の額から当該医療について次に定める額を控除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 被保険者が法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び感染症法以外の法令の規定により医療に関する給付を受</p>	<p>(精神・結核医療給付金)</p> <p>第6条の2 被保険者が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条第1項又は第29条の2第1項に規定する医療</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条第1項に規定する医療（結核に係るものに限る。）又は感染症法第37条の2第1項に規定する医療</u></p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要した費用の額から当該医療について次に定める額を控除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>精神保健福祉法の規定により負担される額（精神保健福祉法第31条の規定により徴収された費用の額を除く。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 被保険者が法、<u>精神保健福祉法</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び感染症法以外の法令の規定により医療</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>けることができる者であるときは、当該給付により負担される額</p> <p>3 本市は、被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の範囲内において、世帯主に代わり、支払うことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p>	<p>に関する給付を受けることができる者であるときは、当該給付により負担される額</p> <p>3 本市は、被保険者が第1項第2号に掲げる医療又は第1項第3号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の範囲内において、世帯主に代わり、支払うことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>イ [略]</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額を除く。）</p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（<u>二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。</u>）（<u>退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。</u>）の額のうち、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額を除く。</u>）の額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（基礎賦課額）</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、その額に<u>1円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。この場合において、その額に<u>100円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第12条第 5 項及び第16条第 2 項において準用する場合を含む。第24条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。同号において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>第 1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第12条第 5 項及び第16条第 2 項において準用する場合を含む。第24条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。同号において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 [略]</p> <p>（基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p><u>ロ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>ハ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）</u> <u>イに定めるところ</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の48.2に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の31.1に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の20.7に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>により算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第14条から第16条まで</u> 削除</p>	<p><u>者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>ロ 特定世帯 <u>イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>ハ 特定継続世帯 <u>イに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額）</u></p> <p><u>第14条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p><u>第15条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第11条の基礎賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第16条 第14条の被保険者均等割額は、第13条の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の2 第14条の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項の規定による退職被保険者（以下「退職被保険者」という。）の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条第1項第3号ロに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条第1項第3号ハに定めるところにより算定した額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）は、650,000円を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第17条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に<u>充てる部分</u>に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第17条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯</p>	<p>第17条の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に<u>係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、</u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第17条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、その額に<u>1円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第17条の4 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p>	<p>に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。この場合において、その額に<u>100円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第17条の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の5 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48.4に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</u></p>



新（改正後）	旧（現行）
<p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第17条の6 から第17条の9まで 削除</u></p>	<p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20.6に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p><u>第17条の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第17条の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されている国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p>	<p>算定)</p> <p>第17条の8 第17条の6の被保険者均等割額は、第17条の5の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）</p> <p>第17条の9 第17条の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条の5第1項第3号ロに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条の5第1項第3号ハに定めるところにより算定した額</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第24条及び第24条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第17条の12 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。この場合において、その額に<u>1円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>じ。)は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第24条及び第24条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>)の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第17条の12 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。この場合において、その額に<u>100円未満</u>の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の15 第17条の12の介護納付金賦課額は、<u>各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額</u>を超えることができない。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 介護納付金賦課総額の100分の44.9に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の55.1に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数</u>があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の15 第17条の12の介護納付金賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期等)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する各納期の納付額は、当該年度における第11条の基礎賦課額、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額及び第17条の12の介護納付金賦課額の合算額を同項に規定する納期の数で除して得た額とする。ただし、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、<u>全て</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が<u>増加し</u>、若しくは<u>減少し</u>、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額（被保険者数が<u>増加し</u>、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が<u>増加し</u>、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者</p>	<p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する各納期の納付額は、当該年度における第11条若しくは<u>第14条</u>の基礎賦課額、第17条の3若しくは<u>第17条の6</u>の後期高齢者支援金等賦課額及び第17条の12の介護納付金賦課額の合算額を同項に規定する納期の数で除して得た額とする。ただし、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、<u>すべて</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が<u>増加若しくは減少し</u>、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者と<u>なつた若しくは</u>介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは<u>第14条</u>の基礎賦課額（被保険者数が<u>増加若しくは減少</u>した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の3若しくは<u>第17条の6</u>の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が<u>増加若しくは減少</u>した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に係る世帯別平等割額を除く。）<u>第17条の12の介護納付金賦課額、第24条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第24条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第24条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額、<u>第17条の12の介護納付金賦課額、第24条第1項各号に定める額、第24条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号に掲げる額、第24条の5第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる額の算定は、その納付</u></p>	<p>当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）<u>又は第17条の12の介護納付金賦課額又は第24条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第17条の3若しくは第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額<u>又は第17条の12の介護納付金賦課額又は第24条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれか</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>	<p>に該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とある</p>	<p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17</p>



新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>のは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第4項に規定する場合を除く。)における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の5」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第24条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率</p>	<p>条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第4項に規定する場合を除く。)における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第24条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において読み替えて準用する第13条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）を控除して得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の5」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</p>	<p>該保険料率に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において読み替えて準用する第13条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）を控除して得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第24条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17</p>	<p>この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第24条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（保険料の督促）</p> <p>第26条 納付義務者が納期限までに保険料を納付しない場合においては、市長は、納期限後<u>30日以内</u>に、期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（延滞金）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、納付義務者が納期限までにその保険料を納付しなかつたことについて、<u>規則で定める</u>やむを得ない理由があると認める場合は、第1項に規定する延滞金を減免することができる。</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第29条 [略]</p>	<p>2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（保険料の督促）</p> <p>第26条 納付義務者が納期限までに保険料を納付しない場合においては、市長は、納期限後<u>20日以内</u>に、期限を指定して督促状を発しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（延滞金）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、納付義務者が納期限までにその保険料を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合は、第1項に規定する延滞金を減免することができる。</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第29条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、<u>規則で定めるやむを得ない理由があると認める場合を除き、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>